

令和4年度第2回平塚市入札監視委員会会議録

開催日時	令和4年12月16日(金)午後2時00分～午後3時20分
開催場所	平塚市役所 本館5階 入札室
出席委員	梶田 佳孝 委員長 中込 光一 委員 大谷 孝徳 委員 柴田 直子 委員
事務局	契約検査課、建築住宅課、農水産課、下水道整備課、産業振興課
傍聴者	なし

開会 梶田委員長の進行で開会する。

議題1 入札・契約手続の運用状況報告

発注工事総括表及び発注一覧表について

【事務局より、現時点での指名停止の状況や、総務部契約検査課において手続きを行ったすべての入札及び随意契約のうち、令和4年6月15日から令和4年9月15日までに入札公告が行われた案件及び令和3年度に平塚市で執行された契約金額1千万円以上の物品・委託の案件について、契約金額、落札率などを説明した。】

委員：1000万円以上の物品・委託案件の総括表を見ると、競争入札よりも随意契約が多いようだが、割合としては例年同じくらいか。

事務局：そのとおりである。

委員長：質問がなければ議題2に移りたいと思います。

議題2 抽出案件の審議

委員長：それでは今回の抽出をされた大谷委員から抽出理由を説明願います。

委員：（審議案件抽出理由説明書のとおり）

（1）平塚総合体育館受変電設備等改修工事（建築）

抽出理由：入札者が1社のみであり、落札率98.52%と高いため、競争性を確認したい。

委員長：それでは案件の審議に入ります。審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【建築住宅課から工事の概要を説明】

【契約検査課から入札・契約の経過について説明】

委員：入札している業者が少ないのは、隣接工事要件の関係で入札に参加できない業者が多くいたためか。

事務局：隣接工事要件の対象となっている工事が全て建築一式工事ではないため、業者の重複が多いわけではない。要因の一つにはなったかもしれないが、隣接工事要件が複数あったため、入札業者が限られてしまったとまでは言えない。また、電気設備工事が別途発注されており、そちらで受変電設備本体の更新やケーブルの引換えといった工事を電気工事業者が受注している状況である。今回の建築工事は建物を建てることがメインで、その他は換気設備、給排水設備などの設備工事だけが含まれているため、それほど特殊性のある工事とは考えていない。

委員：不調の理由として、有効な入札がなかったとあるが、入札者はいたということか。

事務局：そのとおりである。

委員：2度の不調を受けて地域要件を神奈川県内本店業者まで広げたとのことだが、最終的に落札した「(株)平塚竹田組」は県内本店業者なのか。

事務局：市内本店の業者である。

今回の案件は、当初公告の際、落札候補者が他の案件を受注することになり、技術者が配置できないという理由で辞退している。このような不測の事態がなければ、本来、1回で落札された案件なのではないかと思われる。

委員：2回目の公告の際の入札金額は予定価格とかなり差があったのか。

事務局：ものすごく乖離があったわけではない。

委員：積算が難しい工事なのか。

事務局：まず、神奈川県単価がベースとなっている。1年以上経った案件の単価であれば、求めに応じて提供しているため、市内業者であれば、おそらくその情報は入手しているものと思われる。それ以外の見積りを聴取したものについては、発注時に公表しているため、業者にとってそれほど積算が難しい工事ではないと思われる。

委員：新築と改修が含まれた工事のようだが、それが原因で積算が複雑になるといったことはないのか。

事務局：ほぼ100%新築に対する費用となっている。また、公園の中の工事であるため、仮設の園路整備なども含まれているが、そういったものについても、単価を公表しているか標準的な単価を使っているものが多いため、専門の業者からすれば、特殊な工事内容とは言えないと思われる。

委員：通常であれば公表されている予定価格や業者の応札金額が出ていないのはなぜか。

事務局：不調になった案件については、金額を一切公表していないため、このような結果表になる。

委員：不調が続く案件だと、業者も考えて入札してくるのか。

事務局：そうだと思う。今回の案件についても、業者が利益を最大限に出すような形で積算を行い、入札をしたのではないかと。

委員：参加可能業者数 282 者とのことだが、隣接工要件に該当している案件は何件あったのか。

事務局：同日隣接工事案件も含めて 8 件である。

委員長：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。

(2) 土屋字松ヶ峰地区農道補修工事その2

抽出理由：入札者 10 社のうち 9 社が辞退しており、落札者の落札率が 100% であることから、競争性を確認したい。

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【農水産課から工事の概要を説明】

【契約検査課から入札・契約の経過を説明】

委員：随意契約を除いた案件で、落札率が 100% になるのはこの案件のみであった。また、抽出案件の対象となるのは、概ね 1000 万円以上の入札案件であったと思うが、この案件は税抜入札金額が 1000 万円に届かない。

事務局：「概ね 1000 万円以上」の基準を設けているのは「庁内担当課において手続きを行った」入札及び随意契約となっており、今回は、「令和 3 年度に平塚市で執行された契約金額 1000 万円以上の委託業務及び物品購入一覧表」に掲載された案件が該当している。「土屋字松ヶ峰地区農道補修工事その 2」については、契約検査課において手続きを行った一般競争入札の案件として抽出したものである。こちらについては、金額に関わらず抽出している。

委員：単価は公表されているのか。

事務局：そのとおりである。土木工事については、単価や歩掛りが公表されているため、ほとんどの工事について、業者は市の予定価格を正しく計算することが可能である。そのため、今回のように落札率 100% という結果になることもある。

委員：同日抽選制限が掛かっている案件とのことだが、この制限はどの時点で掛かるものなのか。

事務局：今回は、この案件以外にも「土木一式」かつ「BCランク」の案件があったため、この 2 つの案件について制限が掛かっていた。落札決定は案件番号順に行われるが、同日抽選制限については、制限が掛かっている案件の中で、先に落札すると、以降の案件は最低価格で入札していても落札者になることはできない。つまり、参考で添付した「橋りょう長寿命化補修工事（新土井口橋ほか 1 橋）」を落札した業者は、「土屋字松ヶ峰地区農道補修工事その 2」を落札することはできないということになる。

委員：「橋りょう長寿命化補修工事（新土井口橋ほか 1 橋）」についても材料費がかかる工事なのか。

事務局：そのような話は聞いていない。

委員：難しい工事なのか。

事務局：勾配のある施工箇所となっており、実際の施工業者に聞くとやりにくいものではあるようだ。そのようなところが応札が少なかった理由かもしれない。

委員長：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。

(3) 東部ポンプ場汚水ポンプ井耐震補強工事に伴う仮設詳細設計委託

抽出理由：入札者2社のうち1社が辞退している。事後審査の結果と落札率を確認したい。

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【下水道整備課から工事の概要を説明】

【契約検査課から入札・契約の経過を説明】

委員：他のコンサル案件は落札率が80%くらいのものが多かったが、この案件は90%であった。これは、特殊な工事であることも関係しているのか。

事務局：今回は工事に特殊性があることから、見積りにより設計を行っている。見積り金額は公表しているため、通常は80%くらいの落札率になることが多い。落札率が90%になったことについて、業者が諸経費を入札額に反映させたのではないかと予想されるが、はっきりとした原因はわからない。設計金額については、ほぼ業者がわかる形になっている。

委員：事後審査で参加資格なしとなった業者はいたのか。

事務局：いなかった。

委員：事後審査の情報は最初から業者に開示されているのか。

事務局：公告時に開示している。事後審査資料は入札時に提出することになっており、落札候補となった業者について資料の審査を行っている。

委員：事後審査で落とされることはあるのか。

事務局：ある。

委員：参加可能業者は169者いるが、2者しか参加していない。難しい設計内容なのか。

事務局：平塚市のポンプ場に精通していないと難しいと思われる。落札業者である(株)日水コンは過去にも平塚市のポンプ場を手掛けた実績があり、技術的なノウハウも十分持っている。

委員長：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。

(4) 地域経済キャッシュレス化推進事業事務局委託

抽出理由：落札率が199.41%であることから、契約方法2の地自法施行令167条の2の1の6に基づく期間の短縮や経費の節減の効果が得られたのか確認したい。

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【産業振興課から工事の概要を説明】

【契約検査課から随意契約の経過を説明】

委員：20%還元の実業が始まったため、変更契約をしたということか。

事務局：このアプリには3つの機能があり、スターライトポイントというチャージした時点でプレミアムがつき、その中で買い物をするというものと、スターライトマネーというチャージした額がそのままアプリに反映され、使ったら翌月還元をするというもの、そして、スターライトマーレというものがある。

当初の契約はスターライトポイントに係る経費がほとんどである。そのあと変更契約をしたのは、スターライトマネーという事業に係る経費のためであり、還元型の物価高騰に対する経済対策を行ったものである。

委員：変更契約ではなく、新規の別契約とすることはできなかったのか。

事務局：この契約とは別にフェリカポケットマーケティング(株)とシステム利用料に係る契約をしており、システムを使うことが前提の契約となっているため、別契約はそぐわないと判断した。

委員：業務としては、変更契約の方がやりやすいのか。

事務局：既存契約の中で還元率を3%としており、変更契約の中では還元率を一時的に20%に引き上げるとしている。文言の軽微な修正で対応できるため、変更契約を選んでいる。

委員：20%還元をしたことで、委託料が2倍近くになっているが、どのような仕組みになっているのか。

事務局：委託料の中で事務局運営に係る事務経費はそれほど大きくない。市民に還元されるお金が委託料に含まれているため、9割近くはユーザーに還元されている状態である。

委員：変更契約に伴う事務作業はそれほど大変なものではないのか。

事務局：作業自体も手間がかかるものである。

この業務については、一度入札を行ったが、作業が煩雑すぎて、現契約者以外のどこからも応札がなかった。作業をなるべく単純化すべく取り組んではいるが、システムに精通し、お店とも繋がらなければならないという難しさがあり、現在の状態が続いている状況である。

委員：今回の契約期間は令和5年3月31日までとなっているが、この事業は今後も継続するのか。

事務局：継続したいと思っている。理由としては、現在のアプリユーザーが6万7千人程おり、経済対策事業として継続するかは別として、このユーザーが市内のお店と繋がることで、お店側が情報をタイムリーに提供できることがある。また、何を買ったかまではわからないが、ユーザーのアプリ利用情報から、お店に行く曜日や時間帯など貴重なデータを収集できる。現在、来年度以降の予算について、議会で提案しているところであり、これが問題なく議決されれば、3年間は続く予定で進めている。

委員：予算がつき、事業が続くことになったら、また随意契約をするのか。

事務局：そのように考えている。

委員：システムを作る際は、プロポーザルなどを実施しているのか。

事務局：初年度は、コロナで経済が急激に冷え込んでいた。そのような折に、国から補助金が出るこ

とになった。これを受けて、緊急で経済対策を行うこととなり、紙から非接触型のスマートフォンに切り替えることを急遽決定した。その当時、5者程度の業者に対し、地域でしか使えないこと、事務局の機能を担ってもらえること、コールセンターを設置してもらえること等こちらが考える条件についてヒアリングを行った。その結果、柔軟な対応ができ、すぐに始めることができた現契約者に決定した。早急に地域経済を活性化させるため、これらを2～3ヶ月で行っている。

正式なプロポーザルという形はとっていないが、ヒアリングについてはかなり実施したところである。

委員：2年目の契約でシステム委託と事務局委託を分けた理由は何か。

事務局：業者の選定は入札で行うことが基本であるので、指名競争入札を実施した。しかし、実際は現契約者以外からの応札はなく、指名した業者からは、「受けても内容を考慮すると、現契約者に再委託するしかない」という話があった。

委員：3年目の契約については、システム委託も随意契約しているのか。

事務局：そのとおりである。システム委託と事務局委託をそれぞれ分けて随意契約を行っている。

委員：事務局委託に新しい機能を付けているということは、システム委託も増額になっているのではないか。

事務局：システム委託には決済手数料が入っており、事務局委託に比べると少額ではあるが、増額となっている。

委員：20%還元事業は11月に終わってしまったようだ。

事務局：議会で承認された4日後から事業をスタートしたが、非常に関心が高く、2ヶ月で12億くらい使っていただいた。20%還元は終わってしまったが、現在も利用されている。

議題3 その他

委員長：その他に何かありましたらお願いします。

契約検査課からの報告は下記のとおり

- ・次回定例会の日程調整の依頼
- ・次回抽出委員の確認

委員長：それでは以上で本日の審議を終了といたします。

契約検査課長：ご意見ありがとうございました。

以上
(午後3時20分閉会)